長岡市立保育園運営規程

（施設の名称等）

第１条　長岡市が設置する当園の保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　長岡市立宮本保育園

（２）所在地　　長岡市宮本町１−甲８

（施設の目的）

第２条　当園は、小学校就学前の子ども（以下「利用園児」という。）に対し、児童福祉法に基づき心身ともに健やかに育成されるよう特定教育・保育を提供する。

（運営の方針）

第３条　当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

２　当園は、利用園児の意思及び人格を尊重して、常に利用園児の立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

３　当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　当園は、利用園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する特定教育・保育の内容）

第４条　当園は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）園長　１人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）副園長　１人

副園長は、園長を補佐するとともに、計画の立案や利用園児の保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

（３）保育士　10 人

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（４）保育補助員　3 人

保育補助員は、保育士の職務を助ける。

（５）事務職員　0 人

事務職員は、当園の事務を行う。

（６）調理員　2 人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

（７）管理員　1 人

管理員は、当園の施設管理を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第６条　当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

２　当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は、休業日とする。

（１）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（２）年始休日（１月２日及び１月３日）

（３）年末休日（１２月２９日から１２月３１日まで）

３　当園は、前２項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供するものとする。

４　当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わ

ないものとする。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第７条　特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（１）保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）は、午前７時１５分から午後６時１５分までの範囲内で、利用園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

（２）保育短時間認定に係る保育時間（８時間）は、午前８時３０分から午後４時３０分までの範囲内で、利用園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

２　当園の開所時間は、次のとおりとする。

（１）月曜日から金曜日まで　午前７時１５分から午後７時００分まで

（２）土曜日　午前７時１５分から午後７時００分まで

３　当園は、利用園児が、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（１１時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（８時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第８条　利用園児の保護者は、長岡市が定める利用者負担を長岡市長に支払うものとする。

２　前項に定めるほか、当園の特定教育・保育の提供における便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受けるものとする。

（１）特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

（２）日用品、文房具その他特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用

（３）食事の提供に要する費用

（４）日本スポーツ振興センター共済掛金

（５）その他当園の保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

（利用定員）

第９条　利用定員は、次のとおりとする。

（１）法第１９条第１項第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児）

19 人

（２） 法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児）のうち、満１歳以上の子ども

12 人

（３） 法第１９条第１項第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児）のうち、満１歳未満の子ども

4 人

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第１０条　当園は、長岡市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

２　特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用園児の保護者とその内容を確認する。

３　当園の利用園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

（１）法第１９条第１項第２号及び第３号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

（２）利用園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

（３）長岡市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第１２条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第１３条　当園は、利用園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第１４条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用園児の保護者の同意を得るものとする。ただし、特段の理由がある場合又は別に法令の定めのある場合は除く。

（苦情解決）

第１５条　当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

２　当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

３　当園は、長岡市からの求めがあった場合は、長岡市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　当園は、長岡市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を長岡市に報告する。

（記録の整備）

第１６条　当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（１）特定教育・保育の提供に当たっての計画

（２）特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

（３）長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第１９条（平成２６年長岡市条例第４０号）の規定する長岡市への通知に係る記録

（４）苦情の内容等の記録

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。